



# 年金財政の現況

～被用者年金の一元化へ向けて～

# 目 次

## 1. 共済年金財政の現況

|                                                                                       |                       |    |
|---------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|----|
|  1   | 年金制度の成熟化と人口の高齢化 ..... | 2  |
|  2   | 共済年金の給付の状況 .....      | 6  |
|  3   | 掛金と負担金 .....          | 7  |
|  4   | 共済年金の財政状況 .....       | 9  |
|  5  | 積立金の安全かつ効率的な運用 .....  | 10 |
|  6 | 保険料率の決め方 .....        | 11 |

## 2. 被用者年金一元化後の年金財政

|                                                                                       |                                           |    |
|---------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|----|
|  1 | 平成 27 年 10 月から被用者年金が一元化されます .....         | 14 |
|  2 | 保険料率は段階的に厚生年金に統一されます .....                | 16 |
|  3 | 共済組合等が保有する積立金は厚生年金の共通財源として仕分けられます .....   | 19 |
|  4 | 厚生年金の共通財源としての積立金は共通の指針のもとで管理・運用されます ..... | 20 |
|  5 | 厚生年金事業は共済組合等もその役割を担います .....              | 21 |
|  6 | 一元化後の厚生年金制度の財政状況は国民に開示されます .....          | 21 |
|  7 | 年金払い退職給付の概要と財政運営 .....                    | 22 |

# 1. 共済年金財政の現況



## 年金制度の成熟化と人口の高齢化

**年金制度の成熟化と人口の高齢化によって、わが国の年金制度は財政面で大きな影響を受けつつあります。**

わが国の年金制度においては、人口の高齢化によって今後ますます年金受給者が増加し、それに伴い年金給付費が増加することとなりますが、費用を負担する加入者の方はあまり増加が見込めません。そのため、このままでは、いずれ大変厳しい財政状況に直面することが予想されます。

一般的に、年金制度の発足当初においては年金の受給権が生ずることが少なく年金受給者の数も多くはありませんが、歳月を経過するにしたがい年金受給者は増加し、加入人員に対する割合も大きくなります。そして、通常数十年を経過する頃にはこの割合が一定の水準で推移するようになり、いわゆる成熟状態に達することとなります。

わが国の年金制度は、全体として初期の未成熟な段階を過ぎ、現在本格的な成熟過程に入りつつありますが、今後成熟化に伴い費用負担が増加したとき、いかに財政収支の均衡を図るかが課題となります。

そのうえ、わが国では、急速に高齢化が進んでおります。戦後、男女ともに死亡率が大幅に低下し、平均寿命が大幅に上昇したためです。平成24年の簡易生命表によれば、平均寿命は男79.94歳、女86.41

歳となっており、昭和22年と比較すると、男で29.88歳、女で32.45歳も上昇しています（図表－1参照）。

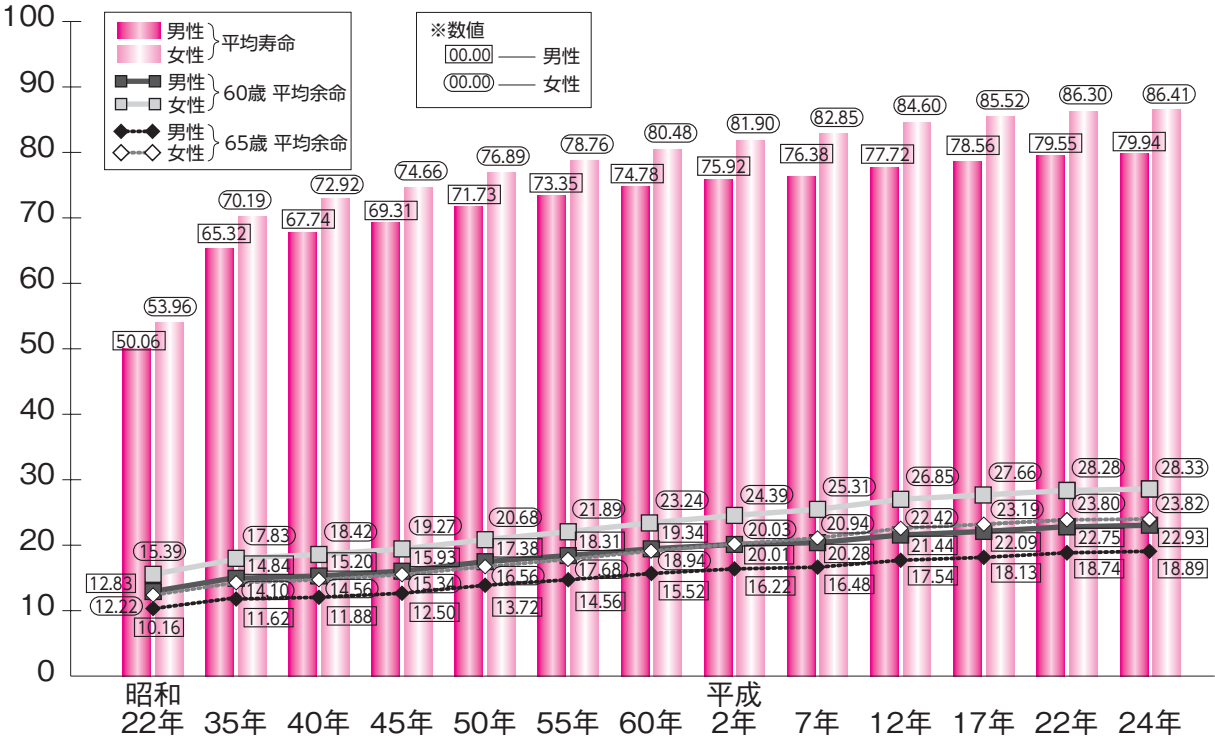
わが国の65歳以上の人口（老年人口）は、昭和45年には739万人で総人口に対する割合は7.1%でしたが、平成27年には3,395万人で総人口の26.8%、平成37年には3,657万人で総人口の30%を超え、平成62年には3,768万人で総人口の38.8%に達する見込みとなっています（図表－2参照）。

また、老年人口を直接、間接に扶養するとみられるいわゆる生産年齢人口との関係については、昭和45年には生産年齢人口9.8人で1人の老年人口を支えていたものが、平成27年には2.3人で1人、平成37年には2人を割り込み1.9人で1人を支えることになると見込まれています（図表－2参照）。

人口の高齢化は、必然的に年金受給者の増加と年金の受給期間の長期化をもたらし、その給付に係る費用を増大させることとなります。その結果、生産年齢の世代に大きな負担を求めることになり、年金の財政面にも多大な影響を与えるのです。

図表-1 日本人の平均寿命と平均余命の推移

資料：厚生労働省統計情報部「生命表」（平成24年は「簡易生命表」）



(注) この図は、0歳の人があと何年生きられるか（平均寿命）並びに60歳及び65歳の人があと何年生きられるか（平均余命）について表したものです。

図表-2 わが国の将来人口の推移

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」

| 年次          | 千人<br>総人口 | 千人<br>生産年齢人口 | 総人口に<br>対する割合<br>(%) | 千人<br>老年人口 | 総人口に<br>対する割合<br>(%) | 1人あたり<br>生産年齢人口<br>対する老年人口<br>(人) | 合計特殊<br>出生率 |
|-------------|-----------|--------------|----------------------|------------|----------------------|-----------------------------------|-------------|
| 昭和40年(1965) | 99,209    | 67,444       | 68.0                 | 6,236      | 6.3                  | 10.8                              | 2.14        |
| 45年(1970)   | 104,665   | 72,119       | 68.9                 | 7,393      | 7.1                  | 9.8                               | 2.13        |
| 50年(1975)   | 111,940   | 75,807       | 67.7                 | 8,865      | 7.9                  | 8.6                               | 1.91        |
| 55年(1980)   | 117,060   | 78,835       | 67.4                 | 10,647     | 9.1                  | 7.4                               | 1.75        |
| 60年(1985)   | 121,049   | 82,506       | 68.2                 | 12,468     | 10.3                 | 6.6                               | 1.76        |
| 平成2年(1990)  | 123,611   | 85,904       | 69.7                 | 14,895     | 12.1                 | 5.8                               | 1.54        |
| 7年(1995)    | 125,570   | 87,165       | 69.5                 | 18,261     | 14.6                 | 4.8                               | 1.42        |
| 12年(2000)   | 126,926   | 86,220       | 68.1                 | 22,005     | 17.4                 | 3.9                               | 1.36        |
| 17年(2005)   | 127,768   | 84,092       | 66.1                 | 25,672     | 20.2                 | 3.3                               | 1.26        |
| 22年(2010)   | 128,057   | 81,032       | 63.8                 | 29,246     | 23.0                 | 2.8                               | 1.39        |
| 27年(2015)   | 126,597   | 76,818       | 60.7                 | 33,952     | 26.8                 | 2.3                               | 1.38        |
| 32年(2020)   | 124,100   | 73,408       | 59.2                 | 36,124     | 29.1                 | 2.0                               | 1.34        |
| 37年(2025)   | 120,659   | 70,845       | 58.7                 | 36,573     | 30.3                 | 1.9                               | 1.33        |
| 42年(2030)   | 116,618   | 67,730       | 58.1                 | 36,849     | 31.6                 | 1.8                               | 1.34        |
| 47年(2035)   | 112,124   | 63,430       | 56.6                 | 37,407     | 33.4                 | 1.7                               | 1.34        |
| 52年(2040)   | 107,276   | 57,866       | 53.9                 | 38,678     | 36.1                 | 1.5                               | 1.35        |
| 57年(2045)   | 102,210   | 53,531       | 52.4                 | 38,564     | 37.7                 | 1.4                               | 1.35        |
| 62年(2050)   | 97,076    | 50,013       | 51.5                 | 37,676     | 38.8                 | 1.3                               | 1.35        |

注1 平成22年（2010年）以前は、国勢調査人口です。  
注2 「老年人口」は65歳以上人口、「生産年齢人口」は15～64歳人口を指します。

## 共済年金の受給者はますます増加し、 また、その給付額も急激に増加しています。

地方公務員共済年金制度は、制度発足から51年が経過しています。平成24年度末における退職（共済）年金の受給権者は、地方公務員共済組合全体で約199万人となっており、制度が発足して間もない昭和40年度当時の約8万4,000人と比較すると約24倍という大きな伸びとなっています（図表－3参照）。また、退職（共

済）年金などの給付額も、昭和40年度は249億円であったものが、平成24年度には4兆6,256億円となっており、実に186倍という大きな伸びとなっています（図表－3参照）。

このような年金受給権者と給付額の増加傾向は、今後も相当期間続くものと思われます。

**図表－3** 地方公務員共済組合の組合員数、退職（共済）年金受給権者数、  
退職（共済）年金など給付額の状況

| 年度    | 組合員数        |     | 退職（共済）年金受給権者数 |       | 年金扶養比率<br>$\frac{A}{B}$ | 退職（共済）年金など給付額 |        |
|-------|-------------|-----|---------------|-------|-------------------------|---------------|--------|
|       | A           | 指数  | B             | 指数    |                         |               | 指数     |
| 昭和 40 | 2,283,007 人 | 100 | 83,686 人      | 100   | 27.28                   | 249 億円        | 100    |
| 45    | 2,530,598   | 111 | 228,301       | 273   | 11.08                   | 967           | 388    |
| 50    | 2,990,273   | 131 | 373,085       | 446   | 8.01                    | 4,096         | 1,645  |
| 55    | 3,225,142   | 141 | 567,067       | 678   | 5.69                    | 10,638        | 4,272  |
| 60    | 3,281,389   | 144 | 828,883       | 990   | 3.96                    | 20,142        | 8,089  |
| 平成 2  | 3,286,206   | 144 | 1,044,592     | 1,248 | 3.15                    | 28,988        | 11,642 |
| 7     | 3,339,402   | 146 | 1,266,269     | 1,513 | 2.64                    | 38,176        | 15,332 |
| 12    | 3,238,818   | 142 | 1,394,390     | 1,666 | 2.32                    | 41,430        | 16,639 |
| 14    | 3,180,664   | 139 | 1,471,187     | 1,758 | 2.16                    | 42,298        | 16,987 |
| 19    | 2,992,138   | 131 | 1,673,489     | 2,000 | 1.79                    | 43,503        | 17,471 |
| 24    | 2,842,465   | 125 | 1,991,108     | 2,379 | 1.43                    | 46,256        | 18,577 |

（注1）組合員数及び退職（共済）年金受給権者数は各年度末の人数です。

（注2）年金などの給付額は、退職年金のほか、障害年金、遺族年金等を含みます。

## 共済組合では、現在、組合員1.43人で年金受給者1人を支えています。

退職（共済）年金受給権者は、地方公務員共済組合全体では、平成24年度で約199万人に達し、組合員約284万人に対して70.0%となっています。

制度が発足して間もない昭和40年度当時は、退職年金受給権者は約8万4,000人で当時の組合員約228万人に対しわずか3.7%の割合となっており、退職（共済）年金受給権者数は当時と比較すると23.8倍にもなっています。

このように、年金受給権者は、人口の高齢化とともに今後急速に増加していくことが予想されます。

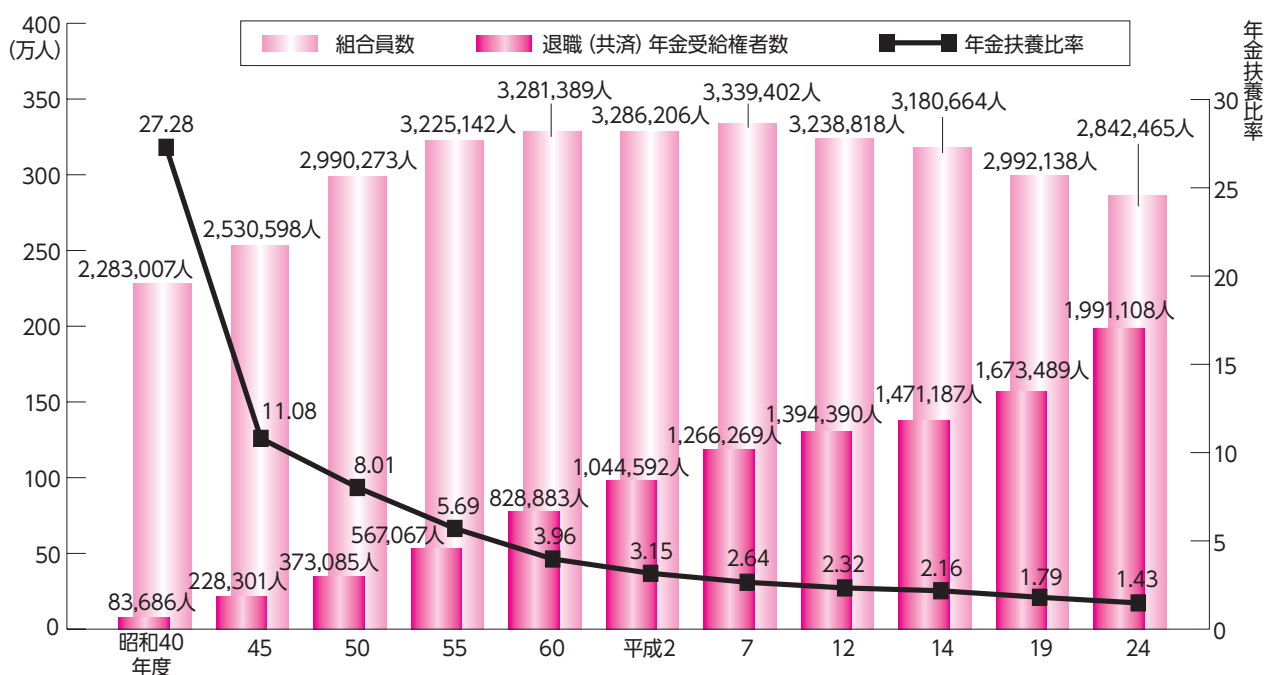
一方、組合員数は、制度が発足してから昭和55年度までは年々かなりの増加傾向を示してきましたが、バブル経済崩壊後の、

わが国の経済の低成長化、財政状況の悪化等に伴い、国、地方を通じて積極的に行政改革を推進したこともあって、平成7年度からは減少傾向にあり、今後、組合員数が増加する見込みは低いと予想されます（図表－3、図表－4参照）。

このため、平成24年度時点では組合員1.43人で1人の年金受給者を支えている計算となり、長期的には1.4人以下となることを見込まれます。

したがって、このままでは現在の組合員の負担に比べて将来の組合員の負担が著しく大きくなるため、世代間における負担の公平を図る見地から、給付と負担のバランスをいかに保っていくかが課題となります。

図表－4 地方公務員共済組合の組合員数及び退職（共済）年金受給権者数の推移





## 共済年金の給付の状況

### 健やかでゆとりある老後のために

地方公務員の共済年金は、基礎年金に併せて支給される給与比例年金ですが、公務員制度の一環として重要な役割を有することに配慮し、厚生年金に相当する部分の額と職域年金相当部分の額との合算額とされています。

地方公務員の共済年金制度は、社会保険としての性格のみならず、地方公務員制度の一環としての性格を併せ持ち、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的としています。

このため、地方公務員については、昭和60年の公的年金制度の改革以降、国民共通の基礎年金制度を適用するとともに、基礎年金と併せて支給される給与比例年金に

ついては、地方公務員の身分、職務、責任等の特殊性等を考慮して、厚生年金に相当する部分の額（給付率5.481 / 1000）と職域年金相当部分の額（給付率1.096 / 1000）との合算額とされています。また、公務上の障害や死亡に対する年金給付についても特別の配慮が払われています。

職域年金相当部分の水準は、厚生年金に相当する部分の額の20%の額とされています。





## 掛金と負担金

### 共済年金と基礎年金を支える大きな力

共済年金と基礎年金の給付が将来にわたって円滑に行われるように財政面で支えているのは、掛金と負担金です。

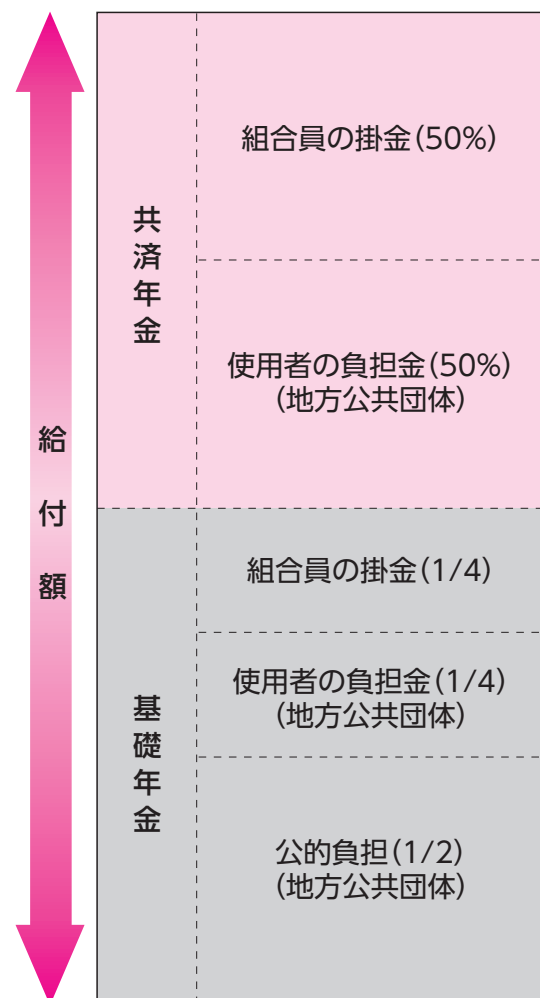
世界有数の長寿国であるわが国において、私たちの老後の生活の大きな支えは、共済組合から支給される共済年金と日本年金機構から支給される国民共通の基礎年金（地方公務員に対する基礎年金の支給については、そのほとんどを共済組合が代行しています）です。

共済年金と基礎年金の制度が将来にわたって支障なく維持されていくためには、その土台である財政がしっかりしていなければなりません。この年金財政を支えているのが、私たちの掛金と地方公共団体の負担金です。

平成16年の改正により、将来にわたる保険料率の引き上げを抑えるため、他の公的年金制度と同様、基礎年金の公的負担割合が3分の1から2分の1に引き上げられました（平成16年度から段階的に引き上げ、平成21年度に2分の1となりました）。

したがって、共済年金と基礎年金の給付に要する費用と負担の関係は、図表-5のようになります。

図表-5 給付に要する費用と負担の関係



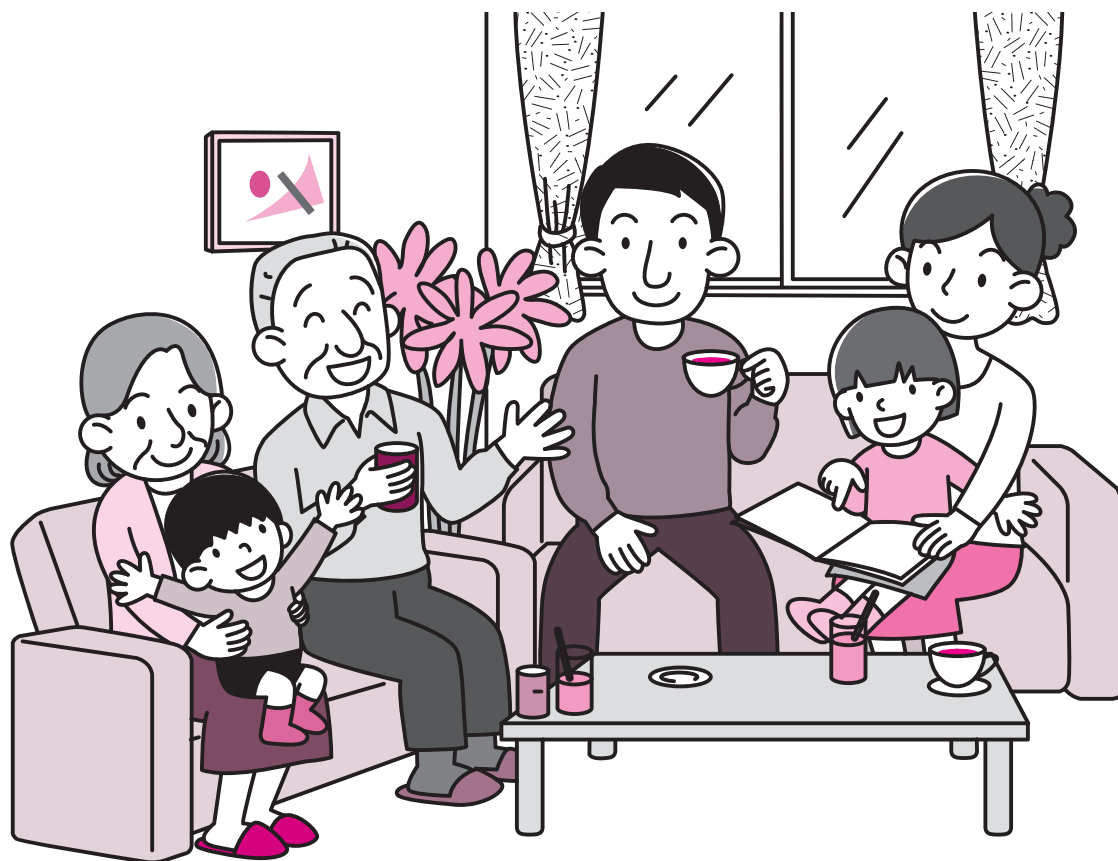
共済年金の給付に要する費用は、組合員の掛金と使用者としての地方公共団体の負担金で賄われています。一方、基礎年金の給付に要する費用は、公的年金制度全体で公平に負担することとされています。

地方公務員に対する基礎年金の公的負担は、民間サラリーマンや国家公務員の場合のように国が負担するのではなく、地方公共団体が負担しています。すなわち、基礎年金拠出金の4分の1に相当する額を組合員の掛金で、4分の3に相当

する額を地方公共団体の負担金（公的負担と使用者の負担）で賄うこととなります。

平成24年度におけるこれらの費用の負担は、組合員の負担額（掛金）1兆4,872億円、地方公共団体の負担額（負担金）2兆1,785億円となっています。

掛金よりも負担金の額が大きくなっているのは、基礎年金に係る公的負担の額が含まれていることと、公務によって病気やけがをした場合に支給される共済年金の費用はすべて地方公共団体が負担することとしていることによるものです。





## 4 共済年金の財政状況

### 共済年金の財政は、厳しい状況にあります。

私たちの共済年金制度は、財政面では、掛金、負担金の収入、積立金及び運用収入の合計額で年金給付に必要な費用を将来にわたって賄えるようにすることを目標としています。しかし近年、年金受給者数の増加に伴い給付費が増加する一方、組合員数の減少などから掛金等の収入は伸び悩んでいます。

地方公務員共済年金制度が発足して間

もない昭和40年度以降の年金収支及び積立金の推移を見ると、平成24年度には支出が収入を上回り、また、積立金も減少しています（図表－6参照）。

今後も年金受給者が急速に増大する反面、組合員数の伸びを期待できないため、共済年金の財政は、極めて厳しい状況にあると言えます。

図表－6 地方公務員共済組合の共済年金に係る収支及び年度末積立金の状況

| 年度   | 収入      |       | 支出     |        | 収支差     |       | 年度末積立金  |        |
|------|---------|-------|--------|--------|---------|-------|---------|--------|
|      |         | 指数    |        | 指数     |         | 指数    |         | 指数     |
| 昭和40 | 1,293億円 | 100   | 254億円  | 100    | 1,039億円 | 100   | 3,326億円 | 100    |
| 45   | 3,382   | 262   | 975    | 384    | 2,407   | 232   | 12,117  | 364    |
| 50   | 10,086  | 780   | 4,110  | 1,618  | 5,976   | 575   | 34,125  | 1,026  |
| 55   | 20,715  | 1,602 | 10,652 | 4,194  | 10,063  | 969   | 74,789  | 2,249  |
| 60   | 34,325  | 2,655 | 20,280 | 7,984  | 14,045  | 1,352 | 130,587 | 3,926  |
| 平成2  | 51,634  | 3,993 | 34,236 | 13,479 | 17,398  | 1,674 | 204,859 | 6,159  |
| 7    | 62,456  | 4,830 | 45,674 | 17,982 | 16,782  | 1,615 | 288,406 | 8,671  |
| 12   | 62,609  | 4,842 | 53,449 | 21,043 | 9,160   | 882   | 361,507 | 10,869 |
| 14   | 58,435  | 4,519 | 53,044 | 20,883 | 5,391   | 519   | 374,658 | 11,265 |
| 19   | 60,708  | 4,695 | 56,252 | 22,146 | 4,456   | 429   | 401,527 | 12,072 |
| 24   | 52,375  | 4,051 | 61,032 | 24,028 | ▲8,657  | —     | 368,159 | 11,069 |

（注）この表では、図表－3の退職共済年金などの給付額のほか、長期給付事業のその他の支出を含んでいます。



## 5 積立金の安全かつ 効率的な運用

### 組合員の福祉の増進と行政目的の実現

年金資金として積み立てられている積立金は、安全かつ効率的な運用が図られるとともに、組合員の福祉の増進と地方公共団体の行政目的の実現のために運用されています。

年金資金として積み立てられている積立金は、平成24年度において、地方公務員共済組合全体で約36兆8,159億円となっています。この積立金は、将来の退職共済年金などの支払いのための大切な資金ですから、安全かつ効率的に管理・運用しなければなりません（図表-7参照）。

積立金の運用利回りは、平成24年度では地方公務員共済組合全体で簿価ベースで0.79%、時価ベースで8.90%となっています。

年金資金については、私たち組合員の福祉の増進と地方公共団体の行政目的の実現に資するためにも運用されています。

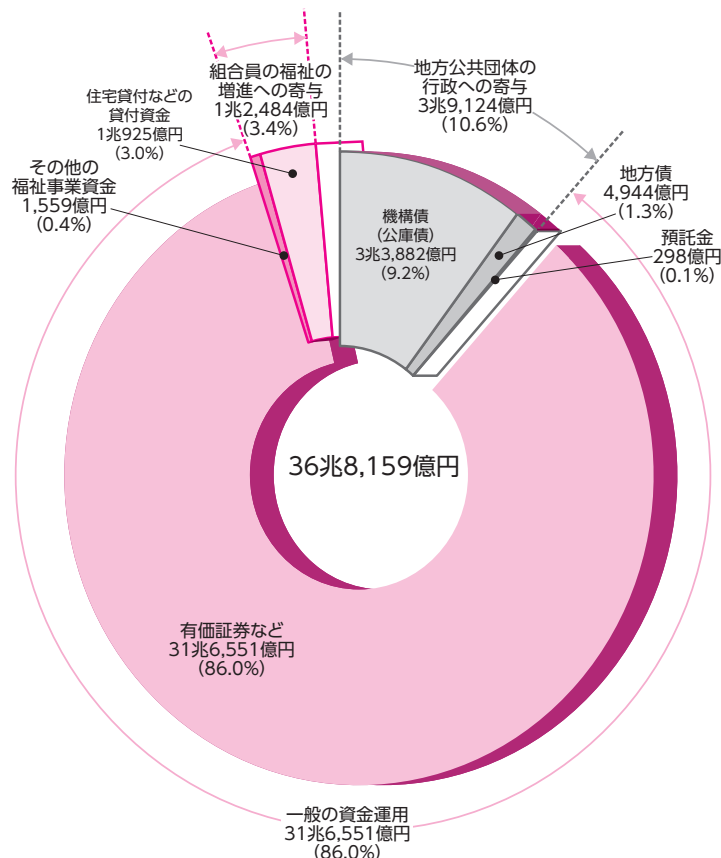
住宅取得、災害復旧、子弟教育、冠婚葬祭などの支出に対する貸付資金として、現在約1兆925億円が使われています。

また、宿泊施設等を取得するための貸付けや、投資不動産による職員住宅等を取得するための資金として、約1,559億円が運用されています。

さらに、地方公共団体が経営する水道、交通、病院などの事業の整備充実を図るた

め、その財源となる地方金融機構債（公営企業金融公庫債）を現在約3兆3,882億円取得しています。また、地方公共団体が道路・公園などの公共施設、消防施設などを整備する資金を調達するために発行する地方債を現在約4,944億円取得しています。

図表-7 積立金の運用状況





## 保険料率の決め方

### 公務員共済年金制度としての 保険料率の算定と年金収支の均衡

**長期的に見て必要な保険料率（※）によって掛金率と負担金率を定めていくことが必要です。**

**※保険料率を折半したものが掛金率と負担金率になります。**

平成26年に行われた私たちの共済組合の保険料率の見直し作業においては、現在の組合員や年金受給者のほか、将来の組合員や年金受給者も含め、共済年金の給付に係る費用、基礎年金拠出金に係る費用、給与を標準として算定する掛金・負担金、積立金とその運用収入などについて、おおむね100年間にわたって推計することによる総合的な計算方法によって、必要な保険料率を算定しています。

なお、今回の見直し作業においては、後述する被用者年金制度の一元化を前提として行われています。

また、地方公務員共済年金と国家公務員共済年金の財政単位は一元化されていますので、国・地方を合わせた公務員共済年金制度として、両制度が将来にわたって安定的に運営できるように保険料率を算定しています。



## 保険料率は、おおむね100年間にわたって財政の均衡を保つことができるように算定されます。

保険料率は、将来にわたる共済年金の給付等に要する費用の予想額に対して、それに必要とされる収入の額を、組合員の給与（給料に期末手当等を加えた総報酬）の額に対する比率（百分率）で表したものです。

保険料率は、国家公務員共済年金制度における収入と支出も合わせた公務員共済年金制度全体の給付と支出が、おおむね100年間にわたって均衡を保つことができるように算定されています。

具体的には、支出面では、

- 現在の年金受給者に将来支払われる年金給付
- 現在在職中の組合員が将来退職したときに支払われる年金給付

●将来加入する組合員が退職したときに支払われる年金給付

●基礎年金拠出金

などの予想額を計算するとともに、収入面では、

●現在在職中の組合員に係る掛金及び負担金

●将来加入する組合員に係る掛金及び負担金

●将来における積立金の額とその運用利息

などの予想額を計算し、両者が均衡するように保険料率を決定することとなります。

## 保険料率を計算する場合には、過去の実績を踏まえた多くの計算基礎に基づき計算します。

保険料率の算定に当たっては、前述の項目に係る予想額を計算する必要があるわけですが、そのためには、退職や死亡などによる給付の発生状況や年金の支払期間、組合員の給料等について将来の見込みを立てる必要があります。

年金給付については、その給付の種類ごとに支給の要件や金額の計算方法などが異なりますので、将来の見込みをそれぞれの給付の種類に当てはめて計算することとなります。そのほか、恩給制度など古い制度

の適用期間がある組合員の場合には、その期間により年金の支給額等が異なりますので、組合員期間の内容についても明らかにしておく必要があります。

このため、共済組合では、現在の年金受給者や組合員のほかに、過去数年間に退職又は死亡した人あるいは新たに組合員となった人についても調査を行い、将来の見込みを立てるための計算基礎を求めるとともに、組合員期間の内容についても把握しています。

## 保険料率は、定期的に見直すこととなっています。

保険料率の計算に用いられる多くの計算基礎は、過去の実績を分析して定められますので、比較的安定したものと言えます。それでも、その後の社会情勢や経済情勢の変化によって、当初予定していたものから乖離する可能性があります。

また、年金額の改定や制度改正による給付内容の見直しや給与改定の状況等も年金財政に影響を与えます。

したがって、収支の状況が当初予定していたとおりに推移しているかを定期的にチェックし、修正や補てんなど必要な見直しを行う必要があります。この見直し作業を、保険料率の再計算（財政再計算）といい、少なくとも5年ごとに行うこととされています（平成26年はこの見直し作業を行う年に該当）。



## 2. 被用者年金一元化後の年金財政



### 平成27年10月から被用者年金が一元化されます

**公務員も厚生年金に加入し、2階部分の年金は厚生年金に統一されます。**

平成24年に成立・公布された被用者年金一元化法により、公的年金制度の一元化を展望しつつ、今後の制度の成熟化や少子・高齢化の一層の進展等に備え、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間被用者、公務員を通じ、将来に向けて、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保することにより、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、被

用者年金が一元化されることになりました。

これにより、現在、民間企業に勤めている方は厚生年金に加入し、公務員や私立学校の教職員は共済年金に加入していますが、平成27年10からは、公務員等も厚生年金に加入することとなり、2階部分の年金は厚生年金に統一されることとなります。なお、2階部分の給付設計は、現在でも厚生年金と共済年金は同じとなっています。

**制度的な差異については基本的に厚生年金に揃えて解消します。**

厚生年金と共済年金は、制度間の差異がありますが、基本的に厚生年金に揃えることで差異を解消することとしています。主な制度間の差異と改正内容には、次のようなものがあります。

- 現在は年齢制限のない被保険者の年齢制限が、70歳までとなります。
- 受給権者が死亡した場合、その者が支給を受けることができた給付でその

支払いを受けなかったものがあるときに、遺族等に支払うものを未支給年金と言います。その給付範囲が、遺族(死亡した者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母)又は遺族がないときは相続人から、生計を同じくする兄弟姉妹や甥姪などを含む三親等内の親族となります。

- 賃金を受け取っている老齢厚生年金受給者又は退職共済年金受給者につい

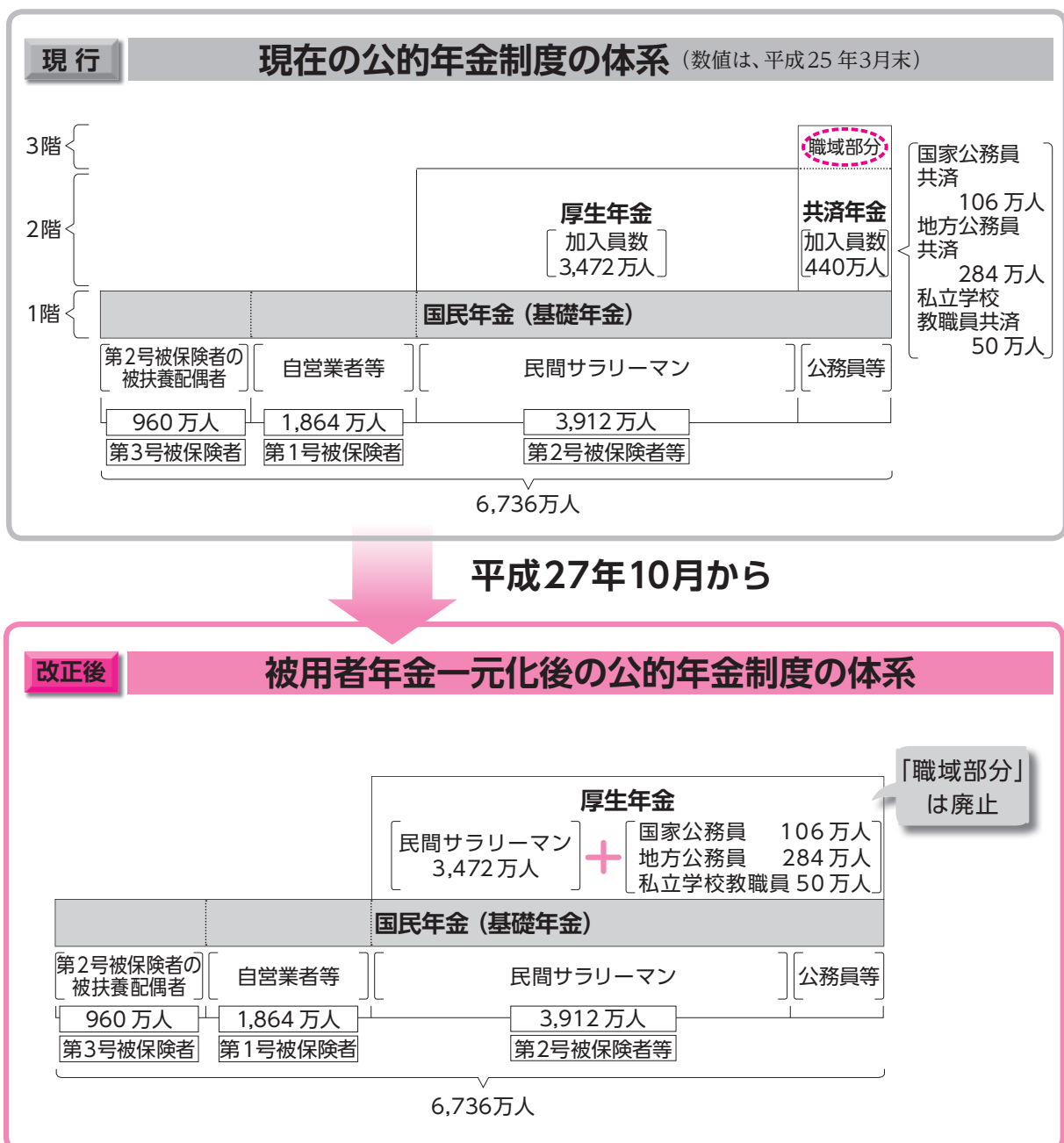
ては、賃金＋年金の額が、一定の基準を超えると段階的に年金の支給停止を行うこととなっています。この支給停止の基準となる額が65歳前は28万円超、65歳以降は46万円超と年齢によって区分されるようになります。

- 障害給付の支給要件に保険料納付要

件が適用され、初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が、被保険者期間の3分の2以上必要となります。

- 遺族年金を受給できる遺族の先順位者が失権した場合に、次順位者に支給されることとなる転給制度が廃止されます。

図表-8 被用者年金の一元化





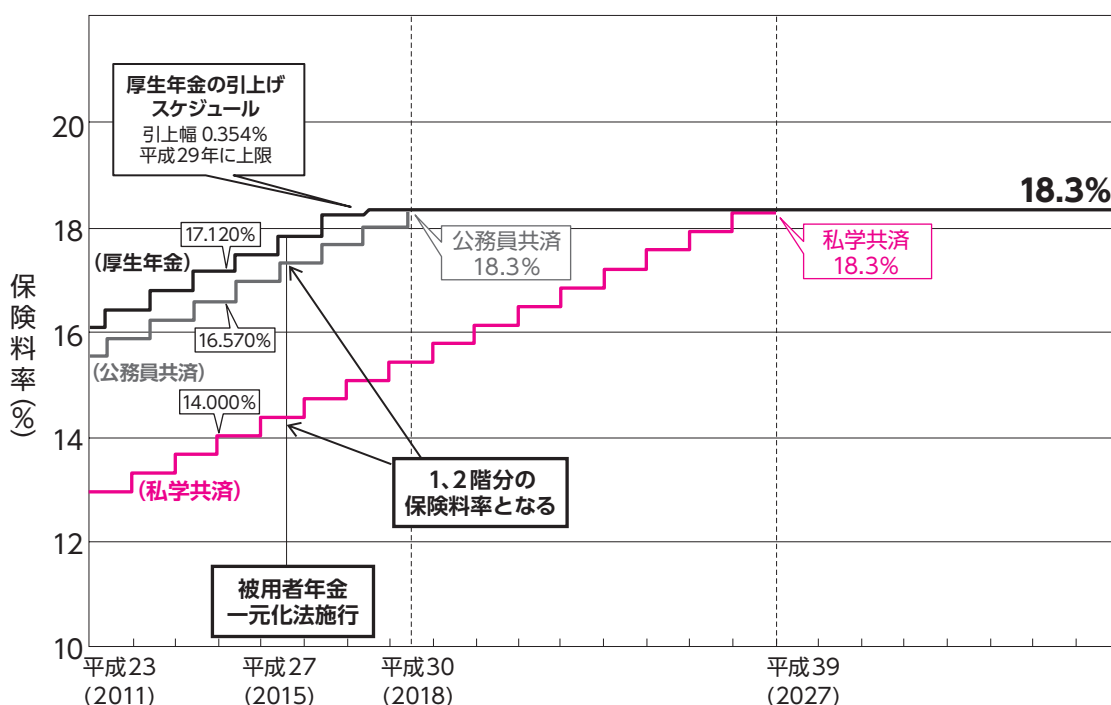
## 保険料率は段階的に厚生年金に統一されます

保険料率は1, 2階部分の保険料率となり、公務員共済の保険料率は平成30年に厚生年金と統一されます。

現在の共済年金の保険料率は職域部分の給付も含めた保険料率になっていますが、被用者年金の一元化により現行の職域部分が廃止されるため、平成27年10月以降の保険料率は、1・2階部分の給付に係るものとなります。

その後保険料率は、法律で規定されている引上げスケジュールに基づいて、これまでと同様に毎年0.354%ずつ引き上げられ、公務員は平成30年、私学教職員は平成39年に厚生年金と同じ18.3%で統一されます。

図表-9 保険料率の統一



図表-10 長期給付に係る掛金の率

(単位: %)

| 区分                          | 25年9月～             | 26年9月～             | 27年9月～             | 27年10月～ | 28年9月～             | 29年9月～             | 30年9月～ |
|-----------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------|--------------------|--------------------|--------|
| 保険料率<br>(総報酬ベース) ①          | 16.570<br>(+0.354) | 16.924<br>(+0.354) | 17.278<br>(+0.354) | 17.278  | 17.632<br>(+0.354) | 17.986<br>(+0.354) | 18.300 |
| 掛金の率                        |                    |                    |                    |         |                    |                    |        |
| 給料に対する割合<br>(①×50/100×1.25) | 10.35625           | 10.5775            | 10.79875           | 8.639   | 8.816              | 8.993              | 9.15   |
| 期末手当等に対する割合<br>(①×50/100)   | 8.285              | 8.462              | 8.639              |         |                    |                    |        |

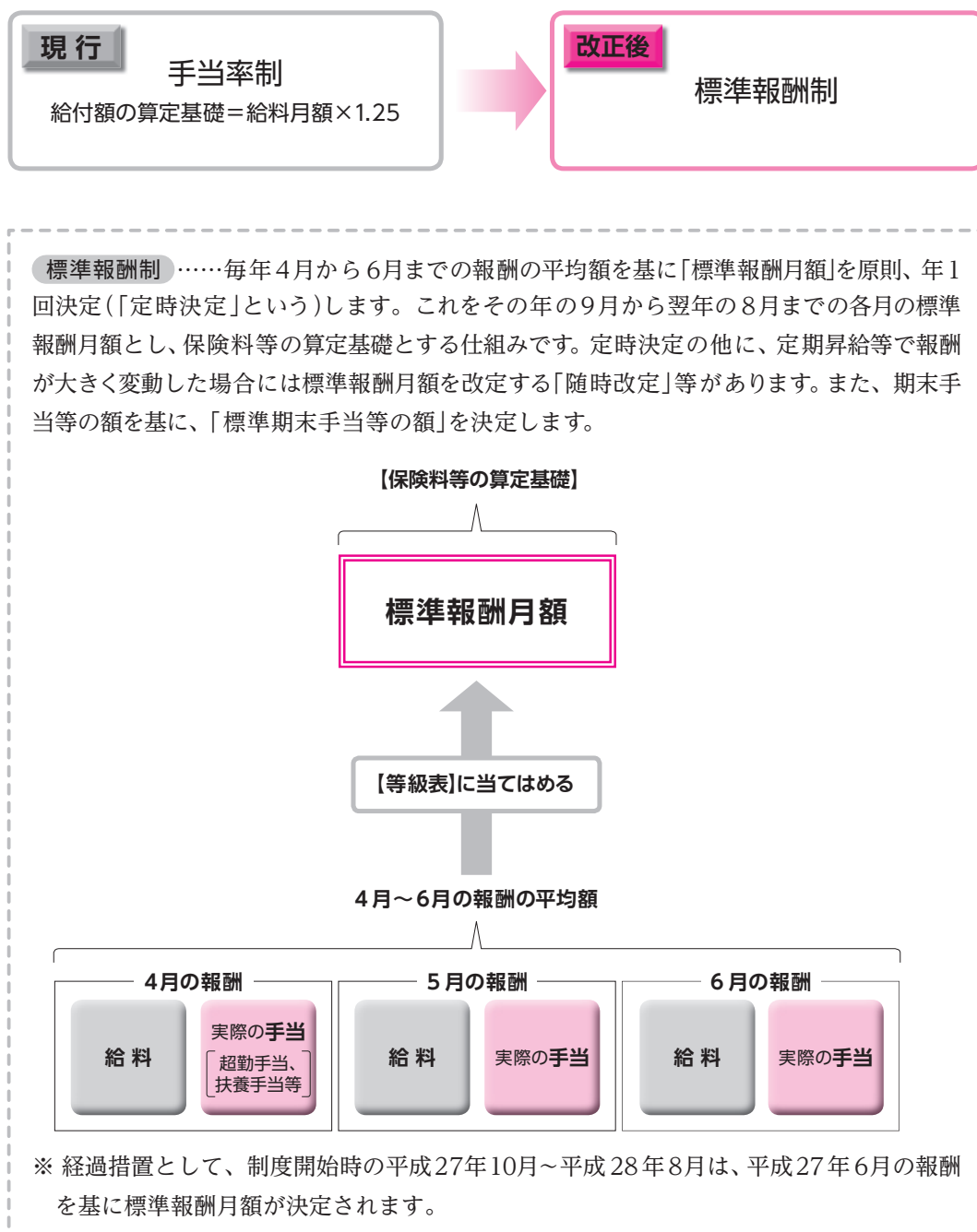
※ 平成27年10月から、保険料の算定方法は、手当率制から標準報酬制へ移行するため、給料に対する割合は①×50/100になります。

## 標準報酬制に移行されます。

現在の地方公務員共済においては、保険料及び給付額の算定基礎の計算方法は、給料月額に法令で定められた手当率を乗じ

て算定する手当率制がとられています。これを厚生年金と同様の標準報酬制に移行します。

図表-11 標準報酬制への移行



図表-12 等級表

| 標準報酬月額等級 | 標準報酬月額    | 報酬月額                    |
|----------|-----------|-------------------------|
| 第1級      | 98,000 円  | 101,000 円未満             |
| 第2級      | 104,000 円 | 101,000 円以上 107,000 円未満 |
| 第3級      | 110,000 円 | 107,000 円以上 114,000 円未満 |
| 第4級      | 118,000 円 | 114,000 円以上 122,000 円未満 |
| 第5級      | 126,000 円 | 122,000 円以上 130,000 円未満 |
| 第6級      | 134,000 円 | 130,000 円以上 138,000 円未満 |
| 第7級      | 142,000 円 | 138,000 円以上 146,000 円未満 |
| 第8級      | 150,000 円 | 146,000 円以上 155,000 円未満 |
| 第9級      | 160,000 円 | 155,000 円以上 165,000 円未満 |
| 第10級     | 170,000 円 | 165,000 円以上 175,000 円未満 |
| 第11級     | 180,000 円 | 175,000 円以上 185,000 円未満 |
| 第12級     | 190,000 円 | 185,000 円以上 195,000 円未満 |
| 第13級     | 200,000 円 | 195,000 円以上 210,000 円未満 |
| 第14級     | 220,000 円 | 210,000 円以上 230,000 円未満 |
| 第15級     | 240,000 円 | 230,000 円以上 250,000 円未満 |
| 第16級     | 260,000 円 | 250,000 円以上 270,000 円未満 |
| 第17級     | 280,000 円 | 270,000 円以上 290,000 円未満 |
| 第18級     | 300,000 円 | 290,000 円以上 310,000 円未満 |
| 第19級     | 320,000 円 | 310,000 円以上 330,000 円未満 |
| 第20級     | 340,000 円 | 330,000 円以上 350,000 円未満 |
| 第21級     | 360,000 円 | 350,000 円以上 370,000 円未満 |
| 第22級     | 380,000 円 | 370,000 円以上 395,000 円未満 |
| 第23級     | 410,000 円 | 395,000 円以上 425,000 円未満 |
| 第24級     | 440,000 円 | 425,000 円以上 455,000 円未満 |
| 第25級     | 470,000 円 | 455,000 円以上 485,000 円未満 |
| 第26級     | 500,000 円 | 485,000 円以上 515,000 円未満 |
| 第27級     | 530,000 円 | 515,000 円以上 545,000 円未満 |
| 第28級     | 560,000 円 | 545,000 円以上 575,000 円未満 |
| 第29級     | 590,000 円 | 575,000 円以上 605,000 円未満 |
| 第30級     | 620,000 円 | 605,000 円以上             |

※ 短期給付（医療保険）の等級表とは区分が異なります。



## 3 共済組合等が保有する積立金は厚生年金の共通財源として仕分けられます

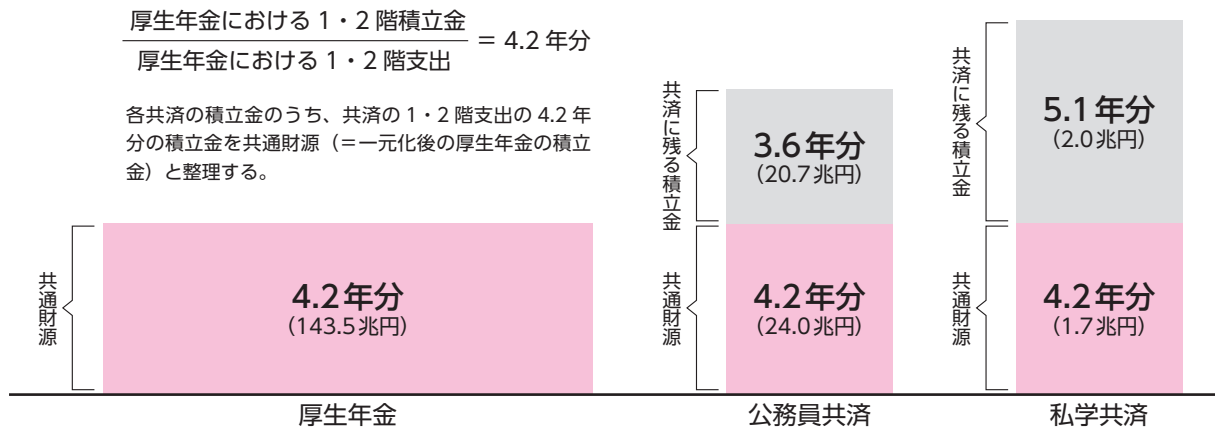
**積立金は、厚生年金の積立金の水準に見合った額と共済に残る積立金に仕分けられます。**

現在の共済年金は、1・2階部分と3階部分が一体の年金財政になっているため、積立金も1・2階部分と3階部分の区別はありませんが、被用者年金の一元化に際しては、1・2階部分の給付のみを行っている厚生年金の積立金の水準に見合った額を、一元化後の厚生年金の積立金（＝共通財源）として仕分けする必要があります。

積立金は、厚生年金とのバランスを確保するため、保険料で賄われる1・2階部分の年間の支出に対して何年分を保有しているかという水準（積立比率）が揃うように、1・2階部分の積立金として仕分けられます。なお、仕分け後、地方公務員共済に残る積立金については、廃止される職域部分の給付に充てられます。

**図表-13 仕分けのイメージ**

資料：第12回社会保障審議会年金部会（平成24年4月24日）



(注) 法案では「26年度末の積立金と27年度の支出に基づき仕分ける」としており、上記は平成26年度末見込み数値に基づいた機械的な計算である。実際には、実績を踏まえて仕分けることになる。



## 厚生年金の共通財源としての積立金は 共通の指針のもとで管理・運用されます

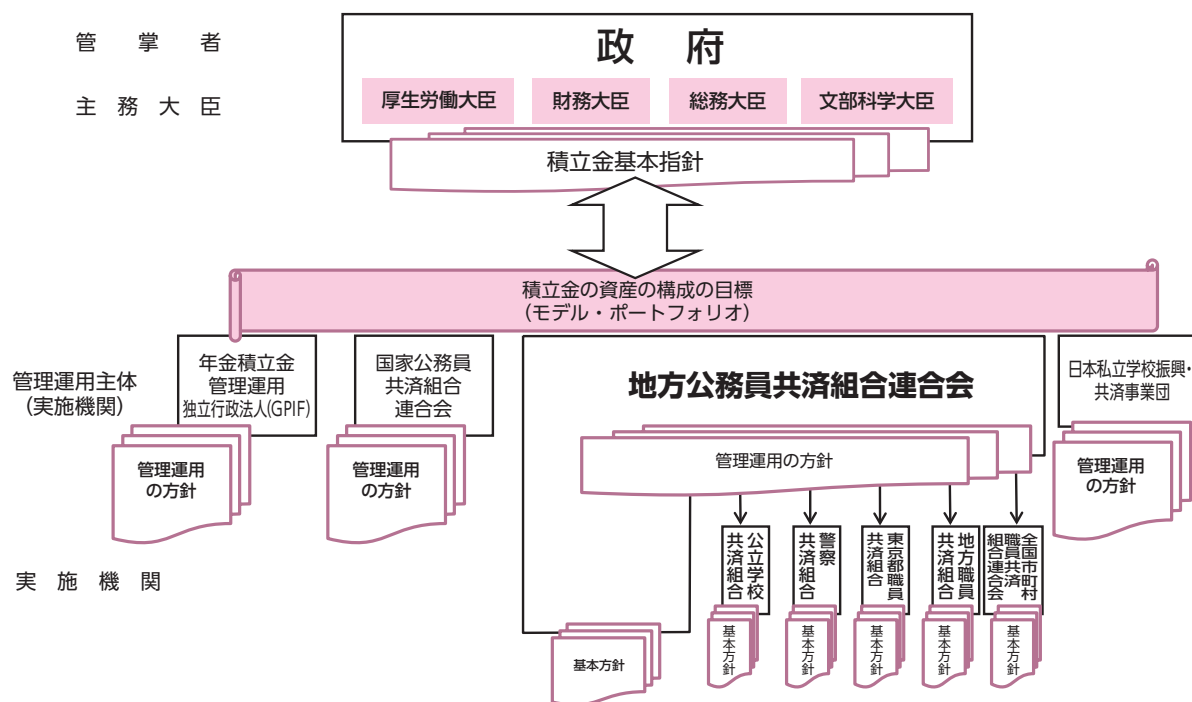
積立金の管理・運用に当たっては、厚生年金の共通財源としての一体性を確保するために、共通の指針である積立金基本指針を策定します。

積立金の管理・運用については、保険料の徴収から年金給付に至る年金事務の一部であることから、引き続き共済組合等を活用していくこととしています。

積立金の管理・運用は、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）、共済組合等においてそれぞれ行いますが、厚生年金の共通財源としての一体性を確保し、長期的な観点から、安全かつ効率的に管

理・運用する必要があることから、各積立金運用機関の共通の指針である「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針（積立金基本指針）」を4大臣（主務大臣である総務、財務、文部科学、厚生労働）が策定することとされており、平成26年7月に策定・告示されました。

図表-14 地方公務員共済組合における積立金管理・運用のしくみ





## 厚生年金事業は共済組合等も その役割を担います

被保険者の記録管理、標準報酬の決定・改定、保険料の徴収、保険給付の裁定等を行う主体として、厚生労働大臣に加え、共済組合等も厚生年金事業を実施します。

被用者年金の一元化により地方公務員も厚生年金に加入することになりますが、年金額の決定や給付に係る事務、被保険者に関する記録管理や保険料の決定・徴

収などの事務は、引き続き効率性の観点から共済組合等において行うこととしています。



## 一元化後の厚生年金制度の財政状況は国民に開示されます

一元化後の厚生年金制度全体の給付と負担の状況は国の会計にまとめて計上され、国民に開示されます。

被用者年金の一元化後は、1・2階部分の保険料収入及び積立金を厚生年金制度全体の共通財源とし、制度全体の給付と負担の状況を国民に分かりやすく開示するこ

とにしており、実際の保険料収入や給付費用をとりまとめて、全体の保険料収入や給付費用が分かるように、情報開示を行っていくこととしています。

一元化後の厚生年金制度全体を通じた財政検証が定期的に実施されます。

これまで共済年金では保険料率の再計算（財政再計算）を行ってきましたが、被用者年金の一元化後は、厚生年金との保険料率の統一に伴い共済年金も将来の保険

料水準が固定されるため、保険料率の再計算は行われなくなり、一元化後の厚生年金制度全体を通じた財政の現況及び見通しが作成されます（財政検証の実施）。



# 年金払い退職給付の概要と財政運営

## 共済年金の職域部分廃止後の新たな年金として「年金払い退職給付」が創設されます。

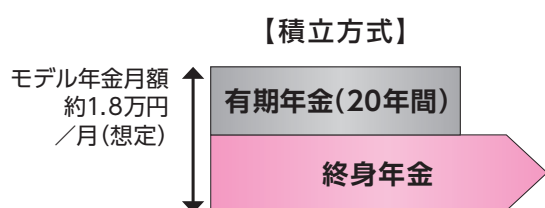
被用者年金の一元化により、これまでの職域部分は廃止されることとなりましたが、被用者年金一元化法の附則において、職域部分の廃止と同時に新たな公務員制度としての年金の給付の制度を設けることと

されました。このため、平成24年3月の人事院調査結果及び有識者会議の報告書の内容を踏まえ、地方公務員の退職給付の一部として「年金払い退職給付」が創設されることとなりました。

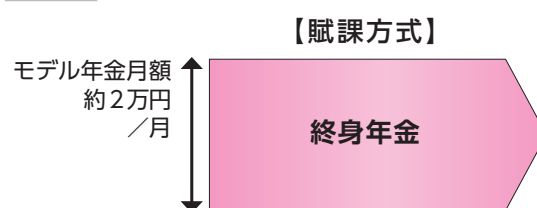
図表-15 「年金払い退職給付」

- 半分は有期年金、半分は終身年金（65歳支給（60歳から繰上げ可能））。
- 有期年金は、10年又は20年支給を選択（一時金の選択も可能）。
- 本人死亡の場合は、終身年金部分は終了。有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給。
- 財政運営は積立方式。給付設計はキャッシュバランス方式とし、保険料の追加拠出リスクを抑制したうえで、保険料率の上限を法定（労使あわせて1.5%、労使折半）。  
※キャッシュバランス方式は、年金の給付水準を国債利回りや予想死亡率に連動させることにより、給付債務と積立金との乖離を抑制する仕組み。
- 公務に基づく負傷又は病気により障害の状態になった場合や死亡した場合に、公務障害・遺族年金を支給。
- 服務規律維持の観点から、現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置を導入。
- 旧職域部分の未裁定者について、経過措置を規定。

### 「年金払い退職給付」のイメージ



### 参考 現行の職域部分



※モデル年金月額、標準報酬月額36万円、40年加入等一定の前提を以て試算。

## 公務障害・遺族年金等

## 公務障害・遺族年金

- 警察官や消防士等の公務員が、引き続き自らの身体への危険を顧みず職務に従事できるよう、公務に基づく負傷又は病気により障害の状態になった者に公務障害年金を支給。公務に基づく負傷又は病気により死亡した場合、遺族に公務遺族年金を支給。
- 支給水準は、従来と同様。
- 公務員の相互救済の観点から労使折半（従来全額公費負担）。
- 公務外・通勤の障害・遺族年金は設けない。

## 旧職域部分（未裁定分）

- 平成27年10月以降の退職者等に対し、職域部分の加入期間に応じて支給。
- ただし、平成27年10月以降に職域部分の加入期間を有する者が公務外で死亡した場合の遺族給付については、新たな年金との均衡を図る観点から、給付を見直し。

図表-16 職域部分と「年金払い退職給付」の違い

|       | 職域部分                                                                                          | 「年金払い退職給付」                                                                                        |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 年金の性格 | <b>公的年金たる共済年金の一部（社会保障制度の一部）</b><br>我が国の公的年金は、（1）国民皆年金、（2）社会保険方式、（3）世代間扶養という特徴を持ち、職域部分はその一部    | <b>退職給付の一部（民間の企業年金に相当）</b><br>「年金払い退職給付」は、全国民が基礎年金に加入するという「国民皆年金」の一環ではなく、「世代間扶養」の仕組みもない           |
| 財政方式  | <b>賦課方式</b><br>現役世代の保険料収入で受給者の給付を賄う世代間扶養の方式<br>現役世代の減少により、保険料率が上昇するリスクあり                      | <b>積立方式</b><br>将来の年金給付に必要な原資を予め保険料で積み立てる方式<br>現役世代の減少による影響を受けない                                   |
| 給付設計  | <b>従来の確定給付型</b><br>現役時代の報酬の一定割合という形で給付水準を決める方式<br>市場環境の悪化により、運用実績が想定利回りを下回った場合、保険料率が上昇するリスクあり | <b>キャッシュバランス型</b><br>国債利回り等に連動する形で給付水準を決める方式<br>市場環境が悪化した場合、国債利回り等に連動して給付水準が低下するため、保険料率の上昇リスクが小さい |
| 保険料率  | <b>保険料率の上限なし</b><br>賦課方式、確定給付型という制度設計に加え、保険料率の上限がないため、保険料率の上昇に歯止めがかからないリスクあり                  | <b>保険料率の上限（1.5%）を法定</b><br>そもそも保険料率の上昇リスクが少ない制度設計であることに加え、保険料率の上限を法定                              |

## 財政運営が安定的に行われるよう、積立金の管理運用の方針を定めるほか、財政再計算を行います。

年金払い退職給付に係る積立金の管理・運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行われるよう、厚生年金の積立金における管理・運用方式を参考としながら、地方公務員共済組合連合会が、総務大臣の承認を得た地共済全体の積立金に係る管理運用の方針を作成することとしています。

また、給付に要する費用は、積立基準額

(将来にわたる費用の予想額の現価と将来にわたる保険料の予想額の現価との差額)と積立金の額とが将来にわたって均衡を保つことができるように定めることとされています。そのため、少なくとも5年ごとに財政再計算を実施することとしており、財政再計算の結果を踏まえ、必要に応じて保険料率等を見直すこととしています。

